

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与の臨時特例に関する規程

〔平成24年 5月 1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律（平成24年法律第2号）の趣旨を踏まえ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（平成18年4月1日制定。以下「給与規程」という。）の特例を定めるものとする。

(給与規程の特例)

第2条 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与規程第5条第2項各号並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（給与規程附則第7項の規定による俸給を含み、当該職員が給与規程第17条第2項及び第3項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（第17条第1項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
研究職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療・技術職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療・技術職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 給与規程第23条第1項から第5項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
- イ 給与規程第23条第1項 前項及び前各号に定める額
- ロ 給与規程第23条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 給与規程第23条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 給与規程第23条第4項及び第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項及び第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、給与規程第17条及び第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を当該年度における1ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、給与規程附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号及び第3号から第5号まで並びに第3項の規定の適用については、第1項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から給与規程附則第11項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第11項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第11項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第11項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号に」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号に」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第13項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(育児休業等に関する特例)

- 第3条 特例期間においては、給与規程第24条第1項第5号の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与の臨時特例に関する規程（平成24年 月1日制定）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同規程第4条第2項において準用する場合を含む。）」とする。

(任期付職員の特例)

- 第4条 特例期間においては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所任期付職員の就業等に関する規程（平成20年4月1日制定（以下「任期付職員就業規程」という。）の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 任期付職員就業規程第5条第1号及びに規定する職員であって、その号俸が同規程別表第1の第1号任期付研究員のうち1号俸から3号俸までのもの及び同別表第1の第2号任期付研究員に規定する俸給表の適用を受ける職員 100分の7.77
 - 二 任期付職員就業規程第5条第1号に規定する職員であって、その号俸が同規程別表第1の第1号任期付研究員のうち4号俸以上の職員 100分の9.77
 - 三 任期付職員就業規程第10条に規定する職員であって、その号俸が同規程別表第2の俸給表の適用を受けるもの 100分の7.77
- 2 特例期間においては、第2条第2項第2号及び第3号並びに第3項の規定は、任期付職員就業規程の適用を受ける職員に対する地域手当、期末手当及び給与規程第23条第1項から第5項の規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第2号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第4条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4条第1項及び第2項において準用する第2号及び第3号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4条第1項並びに第2項において準用する第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号に」とあるのは「第4条第1項及び第2項において準用する第2号に」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第5条 給与規程第30条に規定する人事交流者のうち、各交流元において本規程第2条各項に規定するものに準じた措置を講じていない期間は、当該人事交流者に係る本規程第2条各項の適用は行わない。

（端数計算）

第6条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。